


平成18年労働環境調査
(事業所票)

厚生労働省

提出先の労働基準監督局又は

事業所の名称・所在地

- 【記入上の注意】**
- この調査票は、安全管理者、衛生管理者等事業所の安全衛生管理者の業務に通じている方が記入するようお願いします。
 - この調査票は全部で **9ページ** あります。
 - 調査票の記入に当たっては、記入要領を参照し、**最後のページまで記入してください。**
 - 特にことわりのない限り、**平成18年9月30日現在** の事業所の状況について記入してください。
 - 特にことわりのない限り、**該当する番号1つに○印をつけてください。** また、空欄には数値を右詰で記入してください。(複数回答の可能性のあるものは、回答欄が  のように網掛けとなっています。)
 - 矢印 (→) のあるところは矢印にそって質問が終わるまで答えてください。
 - 調査票は **平成19年1月10日** までに提出してください。
 - 事業所の名称等に変更があった場合は抹消線 (=) で抹消し、変更後の名称等を記載してください。

※ 都道府 県番号	※ 一連番号	※ 産業分類 番号	※ 個人票 有=1

記入 担当者	氏 名	内線 ()
	電 話	
主 な 生 産 品 名 又 は 事 業 の 内 容		

この調査票は、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのままに記入してください。

I 事業所に関する事項 (平成18年9月30日現在)

1 貴企業全体 (本社、支社、工場、営業所等を含めた全体) の常用労働者数 (注1)

(注1) 「常用労働者」とは、
① 期間を決めずに又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
② 臨時又は日雇労働者で8月及び9月の各月にそれぞれ18日以上事業所に雇われた者をいいます。
なお、常用労働者には、労働者派遣事業として他社に派遣している労働者を含みます。また、他社から受け入れた出向者、転籍者及び他社から派遣されている労働者も含みます。

1,000人以上	1
300~999人	2
100~299人	3
50~99人	4
10~49人	5

2 貴事業所の常用労働者数

区 分	現場作業労働者(人) (注4)	管理・事務等労働者(人) (注5)	合 計 (人)
自 社 労 働 者 (注2)			
下 請 労 働 者 (注3)			

- (注2) 「自社労働者」とは、自社に雇用されている常用労働者をいいます。
(注3) 「下請労働者」とは、平成18年9月30日現在において、①建設業以外については、常時構内での関係業務に従事している常用労働者をいい、②建設業については、同一工事現場内での関係業務に従事している常用労働者をいいます。
(注4) 「現場作業労働者」とは、物の生産が行われる現場、採石等の現場、建設現場、貨物の運送の現場、自動車の整備修理の現場、機械・家具等の修理の現場、クリーニング工場等の現場において作業業務に従事する労働者をいいます (注5の「管理・事務等労働者」以外の労働者をいい、現場で作業する者であっても、事務員及び主として監督的業務に従事する職長、組長等は含みません。)
(注5) 「管理・事務等労働者」とは、管理、経理、営業、人事、福利厚生及び研究等の部門における業務に従事する労働者 (単純作業に従事する者を含む。) 及び現場においてこれと同様な業務に従事する事務員、技術員及び作業に従事しない職長、組長等の監督的業務に従事する者をいいます。

Ⅱ 職場環境に関する事項

問1 (1) 快適な職場環境について以下の質問にお答えください。

- ① 貴事業所における快適な職場環境づくりのための取組状況について、該当する番号に○をつけてください。
- ② ①「3～5」に回答した場合、快適な職場環境づくりを進める上で問題となることはありますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

(2) 快適な職場環境づくりの上で貴事業所ではどのような項目が重視されていますか。下記の項目の中から重視している項目を4つまで選んで該当する番号に○をつけてください。

項 目	(1) ①快適な職場環境づくりのための取組状況 (3～5に回答した場合②に回答)					(1) ②快適な職場環境づくりを進める上で問題となること (該当する番号すべてに○)						(2) 重要課題 (4つまで)
	該当する作業がない	改善済である	現在取り組んでいる	具体的に計画中	具体的な計画には至っていない	技術的にむずかしい	改善のイメージがつかぬ	改善作業中の操業に支障がある	資金	周辺地域との協議	その他	
【作業強度、難度等の労働の質・内容的改善】												
きつい肉体作業（重量物運搬、中腰作業等）の軽減	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	01
高い緊張状態の持続や一定姿勢の長時間持続が求められる作業の負担軽減	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	02
作業の性質に起因する劣悪環境の改善（注）	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	03
【職場の安全衛生面での向上対策】												
作業の性質に係わりなく生じる劣悪環境の改善（注）		2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	04
職場における喫煙対策	職場の全面禁煙					1	2	3	4	5	6	05
	喫煙室の設置					1	2	3	4	5	6	06
採光、色彩等の快適化（自然光、壁の色等）		2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	07
内装材、床材、間仕切り材の適正化（自然材、ノンスリップ加工等）		2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	08
レイアウト、作業空間の最適化		2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	09
【リフレッシュ対策等】												
休息時間の快適化（休憩場所、ロビー、洗面所等）		2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	10
疲労回復のための施設の創設、改善（休養室、シャワー等）		2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	11
トレーニングルーム等敷地内の運動施設の充実		2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	12
教養、文化施設の充実（オーディオ室、図書室等）		2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	13
敷地内の緑化、遊歩道、庭園化等		2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	14
その他		2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	15

(注) 「劣悪環境の改善」とは、暑熱、寒冷、多湿、高騒音、高振動に係る作業環境の改善をいい、法的規制に対応するための改善は含みません。

〔 ①の3～5に回答した場合
②に回答してください。 〕

Ⅲ 有害業務従事労働者の健康管理に関する事項

問2 次に掲げる有害業務（法令で定める有害な業務あるいは作業方法や、作業環境の管理が適切に行われていないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務。以下、この調査票において「有害業務」といいます。）がありますか。有害業務のない場合は、9頁V問10へ進んでください。

あ る	1
な い	2

平成18年9月30日現在の有害業務従事労働者数（2つ以上の業務（作業）に従事している労働者については、それぞれ従事している業務の欄に計上してください。）を記入してください（貴事業所が運輸業に属する場合には、過去1年間（平成17年10月1日から平成18年9月30日）に有害業務に従事した労働者数（実人数）を記入してください。）。また、下記1及び3～6に掲げる有害業務については、作業主任者を選任している場合に、該当する番号に○をつけてください。

有害業務の種類	自社労働者（人）	下請労働者（人）	作業主任者選任有
1. 鉛 業 務			1
2. 粉 じ ん 作 業			
3. 有 機 溶 剤 業 務			3
4. 特定化学物質を製造し又は取り扱う業務			4
5. 石綿を製造し又は取り扱う業務			5
6. 放 射 線 業 務			6
7. 強烈な騒音を発する場所における業務			
8. 振動工具による身体に著しい振動を与える業務			
9. 紫外線、赤外線にさらされる業務			
10. 重量物を取り扱う業務			

（注）有害業務の種類の詳細については「記入要領」の3～15頁を参照してください。石綿についてはアモサイト及びクロシドライトを除きます。ただし、石綿障害予防規則附則第6条により含まれる場合もありますので、詳しくは「記入要領」の11頁を参照してください。

【問3は、前記問2の「2. 粉じん作業」に記入した場合のみお答えください。】

問3 現在あるいは過去に従事した労働者のうち、じん肺健康診断対象労働者がいますか。該当する番号すべてに○をつけ、じん肺健康診断を実施した場合は、それぞれの人数を記入してください。①、②については実人数、③については延べ人数を記入してください（下請労働者も含みます。）。

3年に1回の定期健康診断実施対象者がいる	1	① 平成15年10月1日から平成18年9月30日までの間			
		実施の有無	受診対象者数(人)	受診者数(人)	有所見者数(人)
		有	無		
		1	2		
1年に1回の定期健康診断実施対象者がいる	2	② 平成17年10月1日から平成18年9月30日までの間			
		実施の有無	受診対象者数(人)	受診者数(人)	有所見者数(人)
		有	無		
		1	2		
過去1年間に就業時、定期外、離職時の健康診断実施対象者がいる	3	③ 平成17年10月1日から平成18年9月30日までの間			
		実施の有無	延受診対象者数(人)	延受診者数(人)	延有所見者数(人)
		有	無		
		1	2		
対象者はいない	4				

【問4は、前記問2の1、3、4及び5の有害業務従事労働者に記入した場合並びに5に記入しないものの石綿障害予防規則第47条によりアモサイト及びクロシドライトを取り扱っている場合のみお答えください。】

問4 過去1年間（平成17年10月1日から平成18年9月30日）に特殊健康診断を実施しましたか。実施した場合は、それぞれの延べ人数を記入してください。

業務の種類	実施の有無		延受診対象者数(人)	延受診者数(人)	延有所見者数(人)
	有	無			
1. 鉛 業 務	1	2			
3. 有 機 溶 剤 業 務	1	2			
4. 特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	1	2			
5. 石綿を製造し又は取り扱う業務	1	2			

IV 有害業務の作業環境等に関する事項

〔これ以降の設問について、本調査票1頁目事業所名称等が書いてある箇所の産業分類番号が (洗濯・理容・美容・浴場業)、 (物品賃貸業) で始まる事業所は回答不要です。ご協力ありがとうございました。〕

【問5は、Ⅲ問2の「1. 鉛業務」に関する事項に記入した場合のみお答えください。】

問5 平成18年9月30日現在における下表に掲げる鉛業務の有無、従事労働者数及びその業務の種類ごとの設備対策の有無等についてお答えください（従事労働者数を記入する場合、鉛業務のうち2つ以上の業務に従事している労働者については、従事しているすべての業務の欄に計上してください。また、設備対策については、該当する番号すべてに○をつけてください。）。なお、貴事業所が運輸業に属する場合には、過去1年間の状況を記入してください。

鉛業務の種類	業務の有無		従事労働者数 (下請を含む) (人)	設備対策				無
	有	無		有				
				設備の密閉化	局所排気装置	全体換気装置	その他	
1. 銅・鉛又は亜鉛の精錬等の工程における溶鉱、鉛、煙灰又は焼結鉱等の取扱の業務	1	2		1	2	3	4	5
2. 鉛蓄電池又はその部品の製造等の工程における鉛等の溶融等の業務	1	2		1	2	3	4	5
3. 鉛合金又はその製品の製造又は解体工程における鉛等の溶融、鋳込等の業務	1	2		1	2	3	4	5
4. 鉛化合物の製造工程における鉛等の溶融等の業務	1	2		1	2	3	4	5
5. 鉛ライニング及び鉛ライニングされたものの破碎等の業務	1	2		1	2	3	4	5
6. はんだ付けの業務	1	2		1	2	3	4	5
7. 動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務	1	2		1	2	3	4	5
8. その他の鉛業務	1	2		1	2	3	4	5

(注) 業務の種類の詳細については、「記入要領」の18～21頁を参照してください。

【問6は、Ⅲ問2の「2. 粉じん作業」に関する事項に記入した場合のみお答えください。】

問6 平成18年9月30日現在における下表に掲げる粉じん作業の有無、従事労働者数及びその作業の種類ごとの設備対策の有無等についてお答えください（従事労働者数を記入する場合、粉じん作業のうち2つ以上の作業に従事している労働者については、従事しているすべての作業の欄に計上してください。また、設備対策については、該当する番号すべてに○をつけてください。）。
 なお、貴事業所が運輸業に属する場合には、過去1年間の状況を記入してください。

粉じん作業の種類	作業の有無		従事労働者数 〔下請を含む〕 (人)	設備対策					
	有	無		有				無	
				発散源の密閉化	局所排気装置	全体換気装置	その他		
特定粉じん作業	1. 屋内の、岩石若しくは鉱物を動力（手持ち式動力工具を除く）により、裁断、彫り、仕上げる作業又は研ま材の吹き付けにより彫る作業	1	2		1	2	3	4	5
	2. 屋内の、研ま材を用いて動力（手持ち式動力工具を除く）により、岩石、鉱物等を研まする作業又は研ま材の吹き付けにより研まする作業	1	2		1	2	3	4	5
	3. 屋内の、鉱物等を動力（手持ち式動力工具を除く）により、破碎、粉碎する作業、粉状の鉱石、炭素原料等を袋詰め、混合、混入、散布する作業又は陶磁器の半製品を動力（手持ち式動力工具を除く）により仕上げする作業等	1	2		1	2	3	4	5
	4. 屋内の、型ばらし装置を用いて鋳物砂型をこわし、砂落としする作業又は動力（手持ち式動力工具を除く）により、砂を再生し、鋳ばり等を削り取る作業	1	2		1	2	3	4	5
	5. その他の特定粉じん作業	1	2		1	2	3	4	5
特定粉じん作業以外の粉じん作業	6. 研ま材を用いて動力により岩石、鉱物等を研まする作業又は研ま材の吹き付けにより研まする作業（上記2. の特定粉じん作業を除く）	1	2		1	2	3	4	5
	7. 金属を溶断し、又はアーク溶接する作業	1	2		1	2	3	4	5
	8. 土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、湯出し、鋳込みする作業又は鋳物砂型をこわし、砂落としし、砂を再生し、鋳ばり等を削り取る作業（上記4. の特定粉じん作業を除く）	1	2		1	2	3	4	5
	9. 6～8に該当しない他の粉じん作業	1	2		1	2	3	4	5

(注) 作業の種類の詳細については、「記入要領」の21～24頁を参照してください。

【問7は、Ⅲ問2の「3. 有機溶剤業務」に関する事項に記入した場合のみお答えください。】

問7(1) 平成18年9月30日現在における下表に掲げる有機溶剤業務の有無、従事労働者数及びその業務の種類ごとの設備対策の有無等についてお答えください（従事労働者数を記入する場合、有機溶剤業務のうち2つ以上の業務に従事している労働者については、従事しているすべての業務の欄に計上してください。また、設備対策については、該当する番号すべてに○をつけてください。）。なお、貴事業所が運輸業に属する場合には、過去1年間の状況を記入してください。

有機溶剤業務の種類	業務の有無		従事労働者数 (下を含む) (人)	設備対策				無
	有	無		有				
				設備の密閉化	局所排気装置	全体換気装置	その他	
1. 有機溶剤等の製造工程における有機溶剤等のろ過混合等又は容器・設備への注入の業務	1	2		1	2	3	4	5
2. 染料、医薬品等又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過等の業務	1	2		1	2	3	4	5
3. 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務	1	2		1	2	3	4	5
4. 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書き込み又は描画の業務	1	2		1	2	3	4	5
5. 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務	1	2		1	2	3	4	5
6. 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務	1	2		1	2	3	4	5
7. 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務	1	2		1	2	3	4	5
8. 有機溶剤等を用いて行う洗浄又は払しょくの業務	1	2		1	2	3	4	5
9. 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務	1	2		1	2	3	4	5
10. 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務	1	2		1	2	3	4	5
11. 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務	1	2		1	2	3	4	5
12. 有機溶剤等を入れたことがあるタンクの内部における業務	1	2		1	2	3	4	5

(注) 業務の種類の詳細については、「記入要領」の25頁を参照してください。

(2) 平成18年9月における有機溶剤等（有機溶剤及び有機溶剤と他の物質の混合物すべて）の使用量はどのくらいですか（該当する欄に使用量を記入してください。）。

貴事業所が運輸業に属する場合には、記入する必要はありません。

有機溶剤等の種類				
第1種	第2種	第3種	区分不明	安衛法適用外
kg	kg	kg	kg	kg

- (注)
1. 有機溶剤等の種類等については、「記入要領」の25頁を参照してください。
 2. 使用量が1kg未満の場合は「1」と記入してください。
 3. 「区分不明」とは、第1種～第3種のどの区分に該当するか分からない有機溶剤をいいます。
 4. 「安衛法適用外」とは、労働安全衛生法の適用がないエタノール等の有機溶剤等をいいます。

【問8は、Ⅲ問2の「4. 特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」又は「5. 石綿を製造し又は取り扱う業務」に関する事項に記入した場合のみお答えください。】

問8 平成18年9月30日現在における下表に掲げる特定化学物質を製造し又は取り扱う業務の有無、従事労働者数及びその作業の種類ごとの設備対策の有無についてお答えください（従事労働者数を記入する場合、特定化学物質を製造し又は取り扱う業務のうち2つ以上の作業に従事している労働者については、従事しているすべての業務の欄に計上してください。）。また、設備対策については、石綿を含めて該当する番号すべてに○をつけてください。なお、貴事業所が運輸業に属する場合には、過去1年間の状況を記入してください。

業務の種類	業務の有無		従事労働者数 （下を含む） （人）	設備対策				無	
	有	無		有					
				設備の密閉化	局所排気装置	全体換気装置	その他		
第一類物質	1	2		1	2	3	4	5	
第二類物質	アクリロニトリル	1	2		1	2	3	4	5
	塩化ビニル	1	2		1	2	3	4	5
	塩素	1	2		1	2	3	4	5
	カドミウム及びその化合物	1	2		1	2	3	4	5
	クロム酸及びその塩	1	2		1	2	3	4	5
	コールターール	1	2		1	2	3	4	5
	シアン化カリウム	1	2		1	2	3	4	5
	シアン化ナトリウム	1	2		1	2	3	4	5
	シアン化水素	1	2		1	2	3	4	5
	トリレンジイソシアネート	1	2		1	2	3	4	5
	弗化水素	1	2		1	2	3	4	5
	ベンゼン	1	2		1	2	3	4	5
	マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く)	1	2		1	2	3	4	5
硫化水素	1	2		1	2	3	4	5	
その他の第二類物質	1	2		1	2	3	4	5	
第三類物質	1	2		1	2	3	4	5	
石綿				1	2	3	4	5	

(注) 第一類物質、第二類物質、第三類物質については、「記入要領」の26頁を参照してください。
石綿についてはアモサイト及びクロシドライトを除きます。ただし、石綿障害予防規則附則第6条により含まれる場合もありますので、詳しくは「記入要領」の26頁を参照してください。

【問9は、Ⅲ問2の「1. 鉛業務」、「2. 粉じん作業」、「3. 有機溶剤業務」、「4. 特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「5. 石綿を製造し又は取り扱う業務」に関する事項に記入した場合のみお答えください。】

問9 (1) 下記業務（作業）で作業環境測定を行うべき作業場がありますか。また、その作業場がある場合過去1年間（平成17年10月1日から平成18年9月30日）に作業環境測定を実施しましたか。

業務（作業）の種類	作業環境測定を行うべき作業場の有無		作業環境測定実施の有無	
	有	無	有	無
鉛業務	1	2	1	2
粉じん作業	1	2	1	2
有機溶剤業務	1	2	1	2
特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	1	2	1	2
石綿を製造し又は取り扱う業務	1	2	1	2

(注) 左記の業務（作業）で作業環境測定を行うべき作業場については、「記入要領」の26～28頁を参照してください。

(注) 石綿についてはアモサイト及びクロシドライトを除きます。ただし、石綿障害予防規則附則第6条により含まれる場合もありますので、詳しくは「記入要領」の28頁を参照してください。

1つでも「有」の場合は（2）へお進みください。
全て「無」の場合は（3）へお進みください。

- (2) 過去1年間（平成17年10月1日から平成18年9月30日）に実施した作業環境測定のうち、直近の結果の評価は次のどの区分に該当しますか。物質ごとに、管理区分（作業評価環境の評価）別に作業場数を記入してください。

区分 \ 物質名	鉛	粉じん	有機溶剤	特定化学物質	石綿
作業環境管理が適切である （管理区分Ⅰ）	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
作業環境管理に改善の余地がある （管理区分Ⅱ）	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
作業環境管理が適切でない （管理区分Ⅲ）	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) 1つの作業場内で、上記の異なる有害物質を製造又は取り扱う作業が重複する場合、別々の作業場とみなして記入してください。また、各々の有害物質ごとの管理区分（作業環境の評価）別に記入してください。

- (3) 過去1年間（平成17年10月1日から平成18年9月30日）に作業場の環境改善を実施しましたか。

実施した	1	→ ① 改善を実施したのは次のうちどれですか（該当する番号すべてに○をつけてください。）。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>局所排気装置の設置</th> <th>局所排気装置の能力アップ</th> <th>蒸気の発散源の密閉化</th> <th>作業方法の変更</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	局所排気装置の設置	局所排気装置の能力アップ	蒸気の発散源の密閉化	作業方法の変更	その他	1	2	3	4	5
局所排気装置の設置	局所排気装置の能力アップ	蒸気の発散源の密閉化	作業方法の変更	その他								
1	2	3	4	5								
実施しなかった	2	→ ② その理由は次のうちどれですか（該当する番号に1つだけ○をつけてください。）。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施の必要なし</th> <th>改善する必要があるか不明</th> <th>改善方法が不明</th> <th>資金がない</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	実施の必要なし	改善する必要があるか不明	改善方法が不明	資金がない	その他	1	2	3	4	5
実施の必要なし	改善する必要があるか不明	改善方法が不明	資金がない	その他								
1	2	3	4	5								

【問10は、全事業所がお答えください。ただし、本調査票1頁目事業所名称等が書いてある箇所の産業分類番号がQ84 (洗濯・理容・美容・浴場業)、Q88 (物品賃貸業)で始まる事業所は回答不要です。ご協力ありがとうございました。】

V 化学物質管理に関する事項

問10 貴事業所では健康に障害の生じるおそれのある化学物質の取扱いの業務がありますか。

あ る	な い
1	2

(注) ここでいう、化学物質に関するリスクアセスメントとは、化学物質により発生する負傷又は疾病の重篤度と発生の可能性の度合を見積り、それに対する対策を検討するもの。

① 貴事業所において、化学物質に関するリスクアセスメント(注)を実施していますか。

実 施 し て い る	1
実 施 の 予 定 が あ る	2
実 施 の 予 定 が な い	3

② 貴事業所から譲渡・提供する化学物質について、化学物質等安全データシート(MSDS)を添付していますか。

添 付 し て い る	1
一 部 の も の は 添 付 し て い る	2
添 付 す る 予 定 が あ る	3
添 付 す る 予 定 は な い	4
譲 渡 ・ 提 供 す る 化 学 物 質 は な い	5

③ 貴事業所に譲渡・提供された化学物質について、化学物質等安全データシート(MSDS)が添付されていますか。

添 付 さ れ て い る	1
一 部 の も の は 添 付 さ れ て い る	2
添 付 さ れ て い な い	3
譲 渡 ・ 提 供 さ れ る 化 学 物 質 は な い	4

④ 貴事業所で使用している化学物質に添付されている化学物質等安全データシート(MSDS)について、化学物質を使用している作業者が常時内容を確認できるようになっていますか。

な っ て い る	1
な っ て い な い	2

以上で質問はすべて終わりです。ご協力ありがとうございました。